

第1回関市流域治水協議会

日時：令和6年7月30日（水） 10:00～
場所：関市役所6階 6-4会議室

議事次第

1. 開 会
2. 開会挨拶
3. 議 事
 - (1) 協議会設立趣旨（案）、規約（案）について
 - (2) 具体的対策手法（市の施策案）について
 - (3) 今後の進め方
新たに取組みそうな対策（案）について
 - (4) オブザーバーの意見
4. 閉会挨拶
5. 閉 会

(1) 協議会設立趣旨（案）規約（案）について

協議会設立趣旨（案）

当市においては、平成30年7月豪雨、平成11年9月豪雨等による津保川沿川での浸水被害、平成26年豪雨での内水を伴う西本郷通周辺での浸水被害など、度重なる浸水被害が発生しており、さらに今後の気候変動による降雨量の増大、水害の激甚化・頻発化に備える必要があります。

一方で、国土交通省においては、令和2年9月に「木曾川水系流域治水協議会」が設置され、流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域対策」を計画的に推進されております。

関市流域治水協議会では、この木曾川水系流域治水協議会での協議内容を踏まえ、関市の個別具体的な流域治水の施策を検討することを目的として協議会を設置するものです。

平成30年7月豪雨



関市上之保地区



関市神野地区

平成30年7月洪水により、津保川中上流の沿川で床上浸水230戸、床下浸水139戸の浸水被害が生じた。

平成26年8月豪雨



関市西本郷通地区

協議会規約（案）について

（名称）

第1条 本協議会は「関市流域治水協議会」（仮称）（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、平成30年7月の津保川沿川における豪雨災害、平成26年豪雨での内水を伴う西本郷通周辺での浸水被害をはじめとした、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、関市の関係者が協働して市内の水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うとともに、国が設置する木曾川水系流域治水協議会での協議内容を踏まえ、関市での個別具体的な流域治水の施策を検討することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

4 事務局は、協議会の円滑な運営を行うため、必要があると認めるときは、関市関係各課の職員をもって構成する作業部会を設置することができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 木曽川水系流域治水協議会での協議内容の共有

2 長良川流域治水プロジェクトを踏まえた具体的対策手法の立案、ロードマップの作成

3 進捗状況の確認、対策の実施状況のフォローアップ

4 木曽川水系流域治水協議会への報告・アップデート

5 その他、流域治水に関して必要な事項。

別表－1

<委員>

関市 市長公室長 産業経済部長 基盤整備部長 基盤整備部参事
危機管理課長 農林課長 都市計画課長 土木課長 下水道課長

<オブザーバー>

国土交通省 木曾川上流河川事務所 流域治水課長
岐阜県 美濃土木事務所 河川砂防課長
中濃農林事務所 農業振興課長
林業課長

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

4 事務局は、協議会の円滑な運営を行うため、必要があると認めるときは、関市関係各課の職員をもって構成する作業部会を設置することができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 木曽川水系流域治水協議会での協議内容の共有

2 長良川流域治水プロジェクトを踏まえた具体的対策手法の立案、ロードマップの作成

3 進捗状況の確認、対策の実施状況のフォローアップ

4 木曽川水系流域治水協議会への報告・アップデート

5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(事務局)

第5条 事務局は関市基盤整備部土木課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

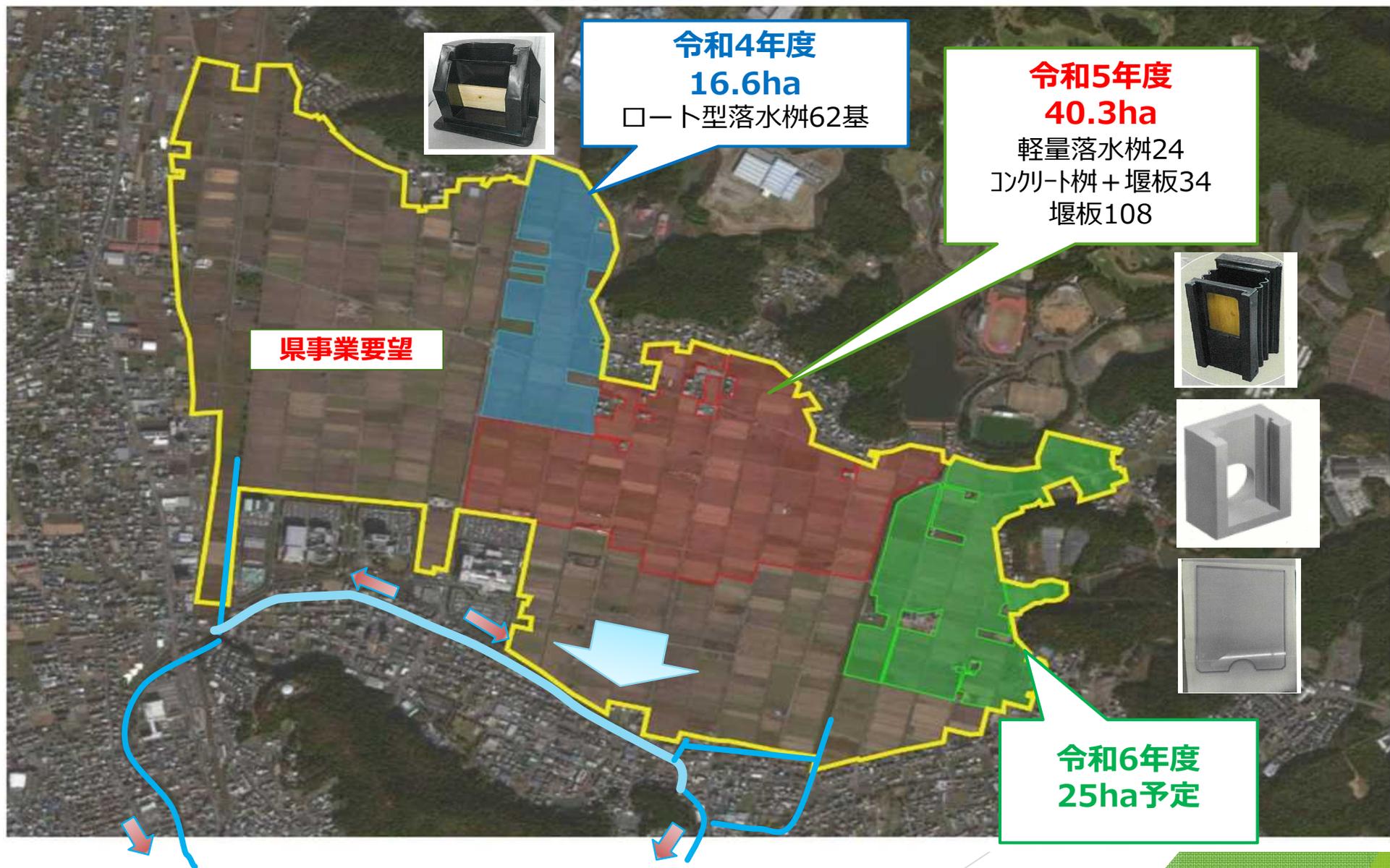
第7条 本規約は、令和6年7月 日から施行する。

(2) 具体的対策手法（市の施策案）について

対策	具体的対策内容	所管課	
① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策	樹木伐開、河道掘削の推進	・ 桐谷川、汾陽寺谷川の浚渫	土木課
	雨水貯留施設設置補助制度	・ 店舗へのチラシ配布など補助制度のPR	土木課
	田んぼダムの利活用	・ 田んぼダムの実施範囲の拡大	農林課 土木課
		・ 関川、吉田川流域治水対策検討業務による効果試算	
② 被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画の策定	・ 立地適正化計画の策定	都市計画課
		・ 立地適正化計画区域外の建築時の届出	
③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	内水ハザードマップの作成	・ 内水浸水想定区域図、ハザードマップの作成	下水道課 危機管理課

田んぼダムの利活用

計画面積 約200ha



■ 田んぼダム実施中の水田



■ 田んぼダム未実施の水田



黒屋地内 名無木排水路

田んぼダム動画

(3) 今後の進め方 新たに取り組みそうな対策（案）について

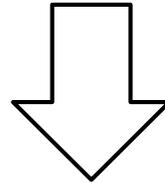
対策	具体的対策内容	所管課	
①氾濫をできるだけ防ぐ、 減らす対策	雨水貯留施設の機能回復	・ 下有知地内調整池等の機能回復	土木課
	遊水地、調整池の配置	・ 関川、吉田川流域治水対策検討業務による対策案の立案	土木課
	ため池の活用	・ 関川、吉田川流域治水対策検討業務による中池の調節効果の検討	土木課 農林課
	用水取水停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨予想時に取水停止を行うことによる排水路水位低下 ・ そのための用水組合との協定締結 	農林課 土木課
②被害対象を減少させるための対策			
③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	住民教育の実施	・ 流域治水に関する住民向けPR読み本の作成	

スケジュール

令和6年度

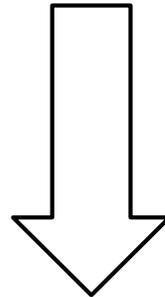
7/30

第1回 関市流域治水協議会



11~3月頃

第2回 関市流域治水協議会



令和7年度

11月~3月頃
(非出水期での開催を基本)

第3回 関市流域治水協議会

関市流域治水協議会における議題等

- ・ 関市流域治水協議会
- ・ 本協議会の実施事項
- ・ 関市の取り組み実績
- ・ 具体的対策手法（市の施策案）
- ・ 今後のスケジュール

【現時点の予定】

- ・ 木曽川水系流域治水協議会での協議内容の共有
- ・ **具体的対策手法の立案**
- ・ **ロードマップの提示**
- ・ 進捗状況の確認、対策の実施状況のフォローアップ
- ・ 木曽川水系流域治水協議会への報告・アップデート内容の確認

【現時点の予定】

- ・ 木曽川水系流域治水協議会での協議内容の共有
- ・ **具体的対策手法の立案**
- ・ **ロードマップの更新**
- ・ **進捗状況の確認、対策の実施状況のフォローアップ**
- ・ 木曽川水系流域治水協議会への報告・アップデート内容の確認